

## 大口町移住支援事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 大口町（以下「町」という。）は、愛知県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び大口町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、町内への移住・定住及び町内中小企業等における人手不足の解消に資するため、愛知県と共同して行う大口町移住支援事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から町内に移住した者が、愛知県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業実施要領及びあいちスタートアップ創業支援事業費補助金実施要領（以下「県実施要領」という。）の規定によるマッチング支援対象の求人を充足して定着に至った場合又は起業支援金の交付決定を受けた場合に、予算の範囲内において大口町移住支援事業補助金（以下「移住支援金」という。）を交付するものとし、当該移住支援金の交付については、県実施要領、その他法令等の定めるところによるほか、この要綱に定めるところによる。

### (交付対象)

第2条 移住支援金の交付対象者は、第1号の要件を満たす者であって第2号又は第3号の要件に該当するものとする。この場合において、世帯員が2人以上の世帯から申請をする場合にあっては第4号の要件についても満たす者とする。

(1) 移住等に関する要件 次に掲げるア、イ及びウに該当すること。

ア 移住元に関する要件 次に掲げる事項のいずれにも該当すること。この場合において、東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間（修業年限を上限。ただし、高等専門学校は2年を上限とする。）も本事業の移住元としての対象期間と

することができる。

(ア) 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。）をしていたこと。

(イ) 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。

イ 移住先に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 移住支援金の交付申請時において、転入後3か月以上1年以内であること。

(イ) 町に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 大口町暴力団排除条例（平成24年大口町条例第13号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

(イ) 日本人又は外国人であつて、永住者、日本人の配偶者、永住者の配偶者等及び定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有する者であること。

(ウ) その他町長が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 勤務地が町内に所在すること。

イ 転入日時時点で満50歳以下であること。

ウ 就業先が、愛知県が移住支援金の対象として開設・運営するマッチングサイト又は他の都道府県における同様のマッチングサイトに掲載している法人等で、当該法人等の求人情報に応募して採用されたものであること。

- エ 就業する者の3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等への就業でないこと。
- オ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて移住支援金の対象法人に就業し、移住支援金の交付申請時において、当該法人等に連続して3か月以上在職していること。
- カ 上記ウの求人への応募日が、当該求人が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載された日以後であること。
- キ 移住支援金の申請日から5年以上継続して当該法人等に勤務する意思を有していること。
- ク 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- (3) 起業に関する要件 愛知県が県実施要領に従い実施するあいちスタートアップ創業支援事業に係る起業支援金（以下「起業支援金」という。）の交付決定を受け、かつ勤務地が町内に所在すること。
- (4) 世帯に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。
- ア 移住元において、申請者を含む2人以上の世帯員が、原則、住民票の上で、同一世帯に属していたこと。
- イ 移住支援金の交付申請時において、申請者を含む2人以上の世帯員が、同一世帯に属していること。
- ウ 移住支援金の交付申請時において、申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも転入後3か月以上1年以内であること。
- エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも大口町暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

(交付金額)

第3条 移住支援金の交付金額は、2人以上の世帯の申請の場合にあつては100万円、単身の申請の場合にあつては60万円とする。

(交付申請)

第4条 申請者は、大口町移住支援事業補助金交付申請書（様式第1。以下「交付申請書」という。）、本人確認書類及び第2条の要件を満たすことを証する書類に加え、移住就業者は就業先の就業証明書（様式第2。以下「就業証明書」という。）、その他町長が必要と認める書類を、次のいずれかに規定する期間内に町長に提出しなければならない。

(1) 移住就業者 第2条第2号の要件に該当する申請者にあつては、申請時において、転入後3か月以上1年以内であり、かつ、就業先の法人等に連続して3か月以上在職していること。

(2) 移住起業者 第2条第3号の要件に該当する申請者にあつては、申請時において、転入後3か月以上1年以内であり、かつ、次のいずれかに規定する要件を満たしていること。

ア 起業支援金の交付決定日が転入日より先の場合は、起業支援金の交付決定日から1年以内であること。

イ 転入日が起業支援金の交付決定日より先の場合は、起業支援金の交付決定日以後であること。

(交付決定等)

第5条 町長は、前条の申請があつたときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに大口町移住支援事業補助金交付決定通知書（様式第3の1）により、当該申請者に通知する。

2 前項の審査の結果、移住支援金の交付を不適當と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における移住支援金の交付が不可である場合は、大口町移住支援事業補助金不交付決定通知書（様式第3の2）により、その旨を申請者に通知する。

(交付請求等)

第6条 前条第1項の交付決定を受けた申請者（以下「受給者」という。）は、速やかに大口町移住支援事業補助金請求書（様式第4）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の請求書が提出されたときは、速やかに移住支援金を交付するも

のとする。

(交付申請の撤回)

第7条 申請者は、第4条の申請後に申請を撤回するときは、遅滞なく大口町移住支援事業補助金交付申請撤回届出書(様式第5)を町長に提出しなければならない。

(再交付の申請)

第8条 受給者は、紛失等の理由により大口町移住支援事業補助金交付決定通知書の再交付を必要とするときは、大口町移住支援事業補助金交付決定通知書再交付申請書(様式第3の3)を町長に提出しなければならない。

(再交付の決定)

第9条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに大口町移住支援事業補助金交付決定通知書【再交付】(様式第3の4)により、当該申請者に通知する。

(変更の届出)

第10条 受給者は、次の区分に応じて掲げる要件のいずれかに該当するときは、速やかに大口町移住支援事業住居・勤務地等変更届出書【受給者用】(様式第6の1)により、交付申請書の記載内容に係る変更の有無を町長に届け出なければならない。

(1) 定期の届出 移住支援金を申請した日から起算して1年、3年及び5年を経過したとき。

(2) 随時の届出 交付申請書の記載内容の変更が生じたとき又は変更となることが分かったとき。

2 受給者が就業する法人等は、次の区分に応じて掲げる要件のいずれかに該当するときは、速やかに大口町移住支援事業住居・勤務地等変更届出書【就業先法人等用】(様式第6の2)により、就業証明書の記載内容に係る変更の有無を町長に届け出なければならない。

(1) 定期の届出 移住支援金を申請した日から起算して1年を経過したとき。

(2) 随時の届出 就業証明書の記載内容の変更が生じたとき又は変更となるこ

とが分かったとき。

(移住支援金の返還等)

第11条 町長は、受給者が次の区分に応じて掲げる要件のいずれかに該当する場合は、移住支援金の全額又は半額の返還を請求することができるものとする。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の申請その他不正な行為等により移住支援金の交付決定を受けたことが明らかになった場合

イ 移住支援金の申請日から3年未満に町から転出した場合

ウ 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

エ 第2条第2号アに掲げる勤務地が、移住支援金の申請日から1年以内に町以外へ変更となった場合

オ 起業支援金の交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

移住支援金の申請日から3年以上5年以内に町から転出した場合

2 受給者は、前項に規定する返還要件に該当するに至った原因が、就業先の法人等の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情によるものであるときは、大口町移住支援金事業補助金返還免除申請書（様式第7）及び返還免除理由を証する書類により返還の免除を申請できるものとし、前条第1項に規定する大口町移住支援事業住居・勤務地等変更届出書【受給者用】と併せて町長に申請書等を提出するものとする。

3 町長は、前項の提出があったときは、移住支援金の返還免除の可否を決定後、大口町移住支援事業補助金返還免除承認通知書（様式第8の1）又は大口町移住支援事業補助金返還免除不承認通知書（様式第8の2）により、当該受給者に通知する。

(その他必要事項)

第12条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、町長が別に定める。

附 則（令和元年8月30日 大口町告示第109号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和2年3月31日 大口町告示第60号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年6月29日 大口町告示第92号）

この要綱は、告示の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。ただし、この要綱による改正後の大口町移住支援事業補助金交付要綱第2条第1号(ア)の規定は、令和2年4月1日以降の転入者について適用し、令和2年3月31日までの転入者については、なお従前の例による。

附 則（令和4年3月29日 大口町告示第18号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年4月17日 大口町告示第54号）

- 1 この要綱は、告示の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
- 2 改正後の大口町移住支援事業補助金交付要綱の規定は、令和5年4月1日以降の転入者について適用し、令和5年3月31日までの転入者については、なお従前の例による。

附 則（令和6年10月1日 大口町告示第97号）

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。
- 2 改正後の大口町移住支援事業補助金交付要綱の規定は、令和6年4月1日以降の転入者について適用し、令和6年3月31日までの転入者については、なお従前の例による。

様式第1（第4条関係）

大口町長様

年 月 日

大口町移住支援事業補助金交付申請書

大口町移住支援事業補助金交付要綱第4条の規定に基づき、大口町移住支援事業補助金（以下、「移住支援金」という。）の交付を申請します。

1 申請者

フリガナ		性別	生年月日(西暦)
氏名			年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス (任意)			

2 移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください）

単身・世帯		単身		世帯	世帯の場合は移住した家族の人数 (1の申請者は含まない)	人
転入日(西暦)		年	月	日	転入日時点の 満年齢	歳
移住支援金の種類		就業	就業の場合は申請対象となる求人管理番号			
		起業				

3-1 就業先の法人等、勤務地（就業場所）の内容  
（上記2で移住支援金の種類が”就業”に該当する場合のみ記入してください）

就業先の法人等名	
勤務地の住所※	

※勤務地が町内に所在している必要があります。

3-2 起業の内容（上記2で移住支援金の種類が”起業”に該当する場合のみ記入してください）

起業形態 (いずれかに○)		法人		個人事業
法人名又は屋号				
所在地				

<裏面に続く>



4 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※

別紙1「大口町移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について		A. 誓約する		B. 誓約しない
別紙2「大口町移住支援事業及び愛知県移住支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について		A. 同意する		B. 同意しない
今回の移住に関して、国又は県から他の助成金を受給していません。（又は受給する予定はありません）		A. 意思がある		B. 意思がない
申請日から5年以上継続して、就業・起業し、かつ、大口町に居住する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
勤務地が、居住する大口町に所在していること		A. 所在している		B. 所在していない
（就業の場合のみ記載） 転入日時点の満年齢について		A. 50歳以下		B. 51歳以上
（就業の場合のみ記載） 就業先の法人等の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係		A. 3親等以内の親族に該当しない		B. 3親等以内の親族に該当する

※ 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、移住支援金の交付対象となりません。

5 転出元での住所

※ 住民票を移す直近1年以上かつ通算5年以上、東京23区又は東京圏に在住していたことがわかる住所を最終の住所から順に記載してください。

期 間	住 所

6 転出元での状況（該当する欄に○を付けてください）

東京23区		在住		在勤		在住+在勤
-------	--	----	--	----	--	-------

7 東京23区への在勤履歴（上記6で転出元での状況が”在勤””在住+在勤”に該当する場合のみ記入してください）

※1 住民票を移す直近1年以上かつ通算5年以上の在勤履歴を記載し、それぞれの勤務先が発行する退職証明書（別紙5）等、在勤期間が確認できる書類を添付してください。

※2 東京23区への在勤後、移住前までに東京23区以外での在勤履歴があれば記入してください。ただし、当該東京23区外の在勤履歴がある場合は、移住支援金の交付対象となりません。

期間	就業先（又は通学先）	就業地（又は通学地）

8 アンケート（該当する欄に○を付けてください。”起業”の場合は「a」のみご回答ください。）

a. 移住支援金が移住の後押しになりましたか		後押しになった		後押しにならなかった
b. 移住支援金が対象企業を選んだ後押しになりましたか		後押しになった		後押しにならなかった
c. 求人情報について、どちらから情報を得ましたか		① あいちUIJターン支援センターホームページ		② ヤフーしごと検索、バイトルNEXT、スタンプバイのいずれか
		③ ①②以外のWebサイト [サイト名:]		④ ハローワーク
		⑤ ④以外の職業紹介所		⑥ その他求人情報誌等 [媒体名:]

整理番号（大口町使用欄）	問合せシート：	申請状況シート：
--------------	---------	----------

様式第 1 (別紙 1)

大口町移住支援事業補助金の交付申請に関する誓約事項

※確認した誓約事項のチェック欄にレ点を付けてください。

誓 約 事 項	チェック欄
1 大口町移住支援事業及び愛知県移住支援事業に関する報告及び立入調査について、大口町及び愛知県から求められた場合には、それに応じます。	<input type="checkbox"/>
2 以下の場合には、大口町移住支援事業補助金交付要綱に基づき、大口町移住支援事業補助金（以下「移住支援金」という。）の全額又は半額を返還します。	<input type="checkbox"/>
(1) 虚偽の申請その他の不正な行為等により移住支援金の交付決定を受けたことが明らかになった場合：全額	<input type="checkbox"/>
(2) 移住支援金の申請日から3年未満に大口町から転出した場合：全額	<input type="checkbox"/>
(3) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額	<input type="checkbox"/>
(4) 移住支援金の申請日から1年以内に、勤務地が大口町以外へ変更となった場合：全額	<input type="checkbox"/>
(5) あいちスタートアップ創業支援事業費補助金交付要綱に基づく「起業支援金」の交付決定を取り消された場合：全額	<input type="checkbox"/>
(6) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に大口町から転出した場合：半額	<input type="checkbox"/>
3 移住支援金の申請者及び世帯員に、大口町暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者はいません。	<input type="checkbox"/>

上記の事項について、これを遵守することを誓約します。

年 月 日

署名欄： \_\_\_\_\_

## 様式第 1（別紙 2）

### 大口町移住支援事業及び愛知県移住支援事業に係る個人情報の取扱い

大口町及び愛知県は、大口町移住支援事業及び愛知県移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、大口町及び愛知県は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

様式第1（別紙3）

振込申出書

年 月 日

大口町長様

（申請者）住所

ふりがな  
氏名

生年月日 年 月 日

大口町移住支援事業補助金（以下「移住支援金」という。）については、下記のとおり取り扱ってください。

記

1 移住支援金の受領について

私名義の口座に振り込んでください。

振込金融機関名	銀行・信託銀行 農協・信金・労金 本・支店
口座種別（該当するものを○で囲む。）	普通・当座
口座番号	
（ふりがな） 口座名義人	

（注） 移住支援金は、所得税法上の「一時所得」に該当します。

様式第 1 (別紙 4)

委 任 状

(代理人)

住所

氏名

私は、上記の者を代理人<sup>※1</sup>と定め、大口町移住支援事業補助金交付要綱第 4 条に規定する大口町移住支援事業補助金の交付申請に関する一切の権限を委任します。

年 月 日

(委任者)

住所

氏名

印<sup>※2</sup>

※1 代理人は申請者と世帯を同一にする者に限りません。

※2 交付申請書と同じ印鑑（シャチハタ印以外）を押印してください。

退 職 証 明 書

\_\_\_\_\_様

所 在 地

事業主氏名又は名称

代 表 者

以下の事由により、あなたが当社を退職したことを証明します。

① 使用期間 (西暦)

\_\_\_\_\_年 月 日 から \_\_\_\_\_年 月 日 まで

[内訳]

使用期間 ※日付の新しいものから記載 (うち雇用保険の被保険者であった期間)	勤務地の住所 ※市区町村名
( 年 月 日 ~ 年 月 日 年 月 日 ~ 年 月 日 )	
( 年 月 日 ~ 年 月 日 年 月 日 ~ 年 月 日 )	
( 年 月 日 ~ 年 月 日 年 月 日 ~ 年 月 日 )	

※行が不足する場合は適宜追加してください。

※大口町移住支援事業補助金の交付申請のみに使用する場合は②以下の証明は不要

② 業務の種類

③ その事業における地位

④ 賃金

⑤ 退職の事由

様式第2（第4条関係）

年 月 日

大 口 町 長 様

所在地  
事業者名  
代表者名  
電話番号  
担当者

就業証明書（大口町移住支援事業補助金の申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者氏名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
求人管理番号 (※)	
応募受付年月日	
雇用形態	週20時間以上の無期雇用
勤務者と代表者又は 取締役などの経営を 担う者との関係	3親等以内の親族に該当しない

大口町移住支援事業及び愛知県移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、大口町及び愛知県の求めに応じて、大口町及び愛知県に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第3の1（第5条関係）

第 号  
年 月 日

様

大口町長



大口町移住支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました大口町移住支援事業補助金（以下「移住支援金」という。）については、大口町移住支援事業補助金交付要綱第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 移住支援金交付決定額 金 円
- 2 留意事項
  - ・ 同封する請求書に記入のうえ、年 月 日までに大口町へ提出してください。
  - ・ 請求書受理後、概ね30日以内に申請時に登録いただいた指定口座に振り込みます。
- 3 交付決定に係る条件
  - (1) 申請時に申告・誓約した事項を遵守すること。
  - (2) 申請日から1年以内に離職したとき、勤務地が変更となったとき、または5年以内に転居したときは、速やかに届け出ること。
  - (3) 大口町は、大口町移住支援事業補助金交付要綱の規定に基づき、移住支援金を受領後、以下のいずれかに該当する場合には、交付した額の全額又は半額の返還を請求します。
    - ・ 申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
    - ・ 申請日から3年未満に大口町から転出した場合：全額
    - ・ 申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たさず職を辞した場合：全額
    - ・ 申請日から1年以内に勤務地が大口町以外へ変更となった場合：全額
    - ・ あいちスタートアップ創業支援事業費補助金交付要綱に基づく「起業支援金」の交付決定を取り消された場合：全額

（裏面に続く）



- ・ 申請日から3年以上5年以内に大口町から転出した場合：半額
- (4) 大口町及び愛知県は、大口町移住支援事業実施要綱並びに愛知県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業要領の規定に基づき、当該事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、上記(3)に定める返還請求等を行う場合があります。
- (5) フラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用について
- ・ この通知書はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
  - ・ 移住支援金の返還を請求された場合はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
  - ・ 移住支援金を受領した方に対するフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。
- (6) 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について
- ・ この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
  - ・ 移住支援金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

様式第3の2（第5条関係）

第 号  
年 月 日

様

大口町長



大口町移住支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました大口町移住支援事業補助金（以下「移住支援金」という。）については、大口町移住支援事業補助金交付要綱第5条第2項の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 移住支援金を交付しない理由

管理コード	
-------	--

様式第3の3（第8条関係）

年 月 日

大 口 町 長 様

住 所

氏 名

生年月日（西暦） 年 月 日

大口町移住支援事業補助金交付決定通知書再交付申請書

大口町移住支援事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき、大口町移住支援事業補助金交付決定通知書を再交付してほしいので、申請します。

記

再交付理由 (いずれかに○を付すこと)	毀損 ・ 亡失 ・ その他 ( )
------------------------	-------------------

様式第3の4（第9条関係）

第 号  
年 月 日

様

大口町長



大口町移住支援事業補助金交付決定通知書【再交付】

年 月 日付で申請のありました大口町移住支援事業補助金（以下「移住支援金」という。）については、大口町移住支援事業補助金交付要綱第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 移住支援金交付決定額 金 円
- 2 留意事項
  - ・ 同封する請求書に記入のうえ、年 月 日までに大口町へ提出してください。
  - ・ 請求書受理後、概ね30日以内に申請時に登録いただいた指定口座に振り込みます。
- 3 交付決定に係る条件
  - (1) 申請時に申告・誓約した事項を遵守すること。
  - (2) 申請日から1年以内に離職したとき、勤務地が変更となったとき、または5年以内に転居したときは、速やかに届け出ること。
  - (3) 大口町は、大口町移住支援事業補助金交付要綱の規定に基づき、移住支援金を受領後、以下のいずれかに該当する場合には、交付した額の全額又は半額の返還を請求します。
    - ・ 申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
    - ・ 申請日から3年未満に大口町から転出した場合：全額
    - ・ 申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たさず職を辞した場合：全額
    - ・ 申請日から1年以内に勤務地が大口町以外へ変更となった場合：全額
    - ・ あいちスタートアップ創業支援事業費補助金交付要綱に基づく「起業支援金」の交付決定を取り消された場合：全額

（裏面に続く）

- ・ 申請日から3年以上5年以内に大口町から転出した場合：半額
- (4) 大口町及び愛知県は、大口町移住支援事業実施要綱並びに愛知県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業要領の規定に基づき、当該事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、上記(3)に定める返還請求等を行う場合があります。
- (5) フラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用について
- ・ この通知書はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
  - ・ 移住支援金の返還を請求された場合はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
  - ・ 移住支援金を受領した方に対するフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。
- (6) 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について
- ・ この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
  - ・ 移住支援金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

様式第4（第6条関係）

大口町移住支援事業補助金請求書

年 月 日

大 口 町 長 様

（請求者） 住所

氏名

年 月 日付で交付決定のあった大口町移住支援事業補助金（以下「移住支援金」という。）については、大口町移住支援事業補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり支払を請求いたします。

記

1 移住支援金請求額 金 円

様式第5（第7条関係）

年 月 日

大 口 町 長 様

住 所

氏 名

大口町移住支援事業補助金交付申請撤回届書

年 月 日付けの申請書により申請を行った大口町移住支援事業補助金（以下「移住支援金」という。）については、交付の申請を撤回することとしたので、大口町移住支援事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

- 1 移住支援金の交付申請を撤回する理由

様式第6の1（第10条関係）

年 月 日

大 口 町 長 様

現住所

氏 名

大口町移住支援事業住居・勤務地等変更届出書【受給者用】

大口町移住支援事業補助金交付要綱第10条第1項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 届出理由（該当する理由を○で囲む）

定期報告※・転居・離職・転勤・会社名等の変更・その他（ ）

※定期報告は、次の時点経過後、速やかに提出すること		
第1回提出：	大口町移住支援事業補助金を申請した日から起算して1年経過時点	
第2回提出：	”	3年経過時点
第3回提出：	”	5年経過時点

2 届出内容（変更の有無を○で囲む）

変更なし ・ 変更あり※ ※変更ありの場合は下表の該当欄を記入すること

		変更（予定）日	氏名（勤務先名）	住 所	電話番号
受給者	変更前				
	変更後	年 月 日			
勤務先	変更前				
	変更後	年 月 日			

3 添付書類（変更予定による届出の場合：届出時の添付は不要とし、後日、届出理由の事実発生後に改めて提出すること。）  
住民票（世帯全員）の写し（転居）、雇用保険離職票又は受給資格喪失届（離職）、辞令（転勤）、その他届出内容が確認できる書類



様式第6の2（第10条関係）

年 月 日

大 口 町 長 様

住 所  
法人等名  
代表者名

大口町移住支援事業住居・勤務地等変更届出書【就業先法人等用】

大口町移住支援事業補助金交付要綱第10条第2項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 届出理由（該当する理由を○で囲む）

定期報告※・転居・離職・転勤・会社名等の変更・その他（ ）

※定期報告は、大口町移住支援事業補助金を申請した日から起算して1年経過後、速やかに提出すること

2 届出内容（変更の有無を○で囲む）

変更なし ・ 変更あり※ ※変更ありの場合は下表の該当欄を記入すること

		変更（予定）日	氏名（勤務先名）	住 所	電話番号
受給者	変更前				
	変更後	年 月 日			
勤務先	変更前				
	変更後	年 月 日			

3 添付書類（変更予定による届出の場合：届出時の添付は不要とし、後日、届出理由の事実発生後に改めて提出すること。）

住民票（世帯全員）の写し（転居）、雇用保険離職票又は受給資格喪失届（離職）、辞令（転勤）、その他届出内容が確認できる書類

様式第7（第11条関係）

年 月 日

大口町長様

住所

氏名

大口町移住支援事業補助金返還免除申請書

年 月 日付で通知を受けた大口町移住支援事業補助金の返還請求については、大口町移住支援事業補助金交付要綱第11条第2項の規定に基づき、下記のとおり返還免除を申請します。

記

1 返還請求額 金 円

2 返還免除申請額 金 円

3 返還免除を申請する理由（該当項目にレ点）

雇用企業の倒産等の事業主都合による離職

天災地変による転居・離職

病気による転居・離職

その他（以下に具体的な理由を記入）

【申請にあたっての留意事項】

- ・ 免除理由を証明できる書類を添付すること。